

令和4年度 家庭防災員研修会参加者の推薦依頼について

鶴見消防署

日頃から防火・防災に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

鶴見消防署では、令和4年度につきましても「防火・防災に関する技術・知識を今まで以上に充実し、身に付けていただく」ことを目的として、家庭防災員研修会の開催を計画しております。

また、既に家庭防災員として活動されている方々による自主防災事業への補助事務も、同様に計画しております。

つきましては、次により研修の参加者、及び地区代表連絡員を推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 希望推薦人数

- (1) 研修会参加者…各自治会・町内会 2人 程度
- (2) 地区代表連絡員…各地区連合町内会（江ヶ崎町内会も含む）から 1人

2 依頼文及び研修案内パンフレットについて

送付予定の書類は以下のとおりです。

- (1) 自治会・町内会長あて
依頼文、研修参加者名簿（第1様式）、転居者等報告書（第4号様式）、研修案内パンフレット、返信用封筒
- (2) 連合町内会長あて
依頼文、地区代表連絡員推薦依頼書、研修案内パンフレット、返信用封筒
なお、配送については、自治会・町内会長および連合町内会長ともに鶴見区自治連合会配送ルートで送付させていただきます。

3 推薦事務

以下の書類に必要事項を記入の上、令和4年3月25日（金）までに、依頼文と同封予定の返信用封筒で御返送、又は鶴見消防署総務・予防課予防係予防担当まで直接御提出くださいますようお願いいたします。

- (1) 自治会・町内会長の皆様
研修参加者名簿（第1様式）、転居者等報告書（第4号様式）
- (2) 連合町内会長の皆様
地区代表連絡員推薦依頼書

なお、連合町内会長は自治会・町内会長から選任されているため、(1)と(2)の両方の書類の提出をお願い致します。

～横浜市消防局からのお知らせ～

家庭防災員 研修受講者 募集



火災



風水害



地震



AED



心肺蘇生

研修受講要領

- 申込み：自治会・町内会を通じて推薦を受けて頂くようお願いします。
- 要件：満15歳以上の市内在住の方
- 研修期間：1年間（過去に家庭防災員の研修を修了した方も受講できます。）
- 日程・場所：詳細は、各区の消防署からお知らせします。
- 修了証：研修修了者には市長名の「修了証」を交付します。

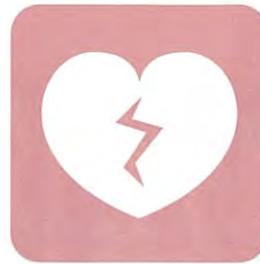
主な研修内容

出火防止対策や救命処置など、災害から身を守るための知識や技術を学びます。



防火研修

住宅防火対策など。



救急研修

救命処置要領
(AEDを含めた心肺蘇生法)
など。



地震研修

地震の知識や対応方法
など。



風水害研修

風水害の知識や対応方法
など。



災害図上訓練 (DIG)研修

参加者が地図に様々な情報
を書き込み、防災対策を
検討する訓練です。



スキルアップ研修

各区の実情・家庭防災員の
要望に応じたカリキュラム
(選択制)

- 約3時間の研修を3～4回で修了します。(各消防署により時間と回数が異なる場合があります。)
 - 平日以外にも研修を行います。
 - 研修中に小さいお子様をお預かりする「一時託児制度」があります。
 - 研修内容等については、各消防署へお問い合わせ下さい。
- ※ 新型コロナウイルスの感染状況により、研修が中止、延期、一時託児制度が利用できない場合があります。

各消防署連絡先

鶴見消防署	503-0119
神奈川消防署	316-0119
西消防署	313-0119
中消防署	251-0119
南消防署	253-0119
港南消防署	844-0119
保土ヶ谷消防署	342-0119
旭消防署	951-0119
磯子消防署	753-0119

金沢消防署	781-0119
港北消防署	546-0119
緑消防署	932-0119
青葉消防署	974-0119
都筑消防署	945-0119
戸塚消防署	881-0119
栄消防署	892-0119
泉消防署	801-0119
瀬谷消防署	362-0119

令和3年11月発行 横浜市消防局予防課
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9
電話 045-334-6406 FAX 045-334-6610

デザイン制作 横浜デジタルアーツ専門学校

令和3年11月19日

自治会・町内会長 様

鶴見区長 森 健二

第28期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日頃から、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第27期青少年指導員の任期が、令和4年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな第28期青少年指導員（任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第28期（令和4・5年度）青少年指導員候補者推薦書（様式1）

2 提出期限

令和4年2月4日（金）

提出期限を超えた場合、委嘱日が翌月（5月1日）になる可能性があります。

3 提出先

鶴見区地域振興課 区民活動支援係 青少年指導員協議会事務局
（同封の返信用封筒にて、御返送ください。）

4 送付書類

- (1) 横浜市青少年指導員要綱
- (2) 横浜市青少年指導員委嘱要領
- (3) 第28期横浜市青少年指導員委嘱手引き
- (4) 青少年指導員の概要
- (5) 第28期（令和4・5年度）青少年指導員候補者推薦書（様式1）

※1 候補者の推薦は、「横浜市青少年指導員委嘱要領」及び「第28期横浜市青少年指導員委嘱手続き」に基づき実施していただきますようお願いいたします。

※2 推薦に当たっては、被推薦者へ説明を行い、本人の同意を得たうえで、同封の第28期（令和4・5年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書を提出してください。

5 その他

年度途中の追加委嘱における推薦書提出時期について、神奈川県との調整の結果、第28期からは委嘱月の前月5日（土日・祝日の場合は翌営業日）までに提出することとします。御理解と御協力をお願いいたします。

【担当】

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
鶴見区地域振興課区民活動支援係
青少年指導員協議会事務局
電話：045-510-1695

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在、原則として18歳以上65歳未満であること。ただし、再任の場合は、原則として70歳未満とする。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中に委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第28期横浜市青少年指導員委嘱手引き

令和4年4月1日から令和6年3月31日までを任期とする第28期横浜市青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等に関して必要な手続き、様式等は次のとおりとします。

1 指導員の推薦方法

(1) 選出団体による推薦

選出団体が、指導員候補者を推薦しようとするときは、第28期（令和4・5年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）を区長に提出します。

また、選出団体が、任期途中に指導員を交替しようとするときは、第28期（令和4・5年度）青少年指導員候補者推薦書（交替）（様式2）を区長に提出します。

※様式1・2については、被推薦者の署名欄を廃止し、被推薦者への説明を行い、本人の同意を得られたら、推薦者（選出団体）がチェックを付ける形式に変更しています。

(2) 区長による推薦

区長が、市長に指導員を推薦するときの様式は、横浜市青少年指導員推薦書（様式4）とします。

2 指導員の委嘱に伴う交付物

指導員の委嘱にあたり、市長は、次のものを交付します。

- (1) 委嘱状
- (2) 指導員証
- (3) 指導員バッジ
- (4) 指導員手帳

3 指導員の解嘱

(1) 選出団体による解任

選出団体が任期途中に指導員を解任しようとするときは、第28期（令和4・5年度）青少年指導員解任申出書（様式3）を区長に提出します。

(2) 区長による解任

区長は、横浜市青少年指導員交替・解任申出書（様式5）を市長に提出します。

(3) 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

市長は、指導員あてに解嘱を通知します。

4 届出事項の変更

横浜市青少年指導員推薦書（様式4）に記載されている事項（氏名、住所、電話番号）に変更が生じたとき、区長は、横浜市青少年指導員届出事項変更報告書（様式6）により、変更事項を市長に報告します。

なお、氏名の変更がある場合は、指導員証を再発行します。

青少年指導員の概要

1 役割

次代を担う青少年が、健やかに、のびのび育つように願うのは、保護者のみならず社会全体の願いです。そのためには、学校・家庭・地域社会や行政が一体となって、青少年のためのよりよい地域環境をつくりあげる必要があります。

このような地域環境をつくりあげるために、青少年指導員は、関係者や関係機関・団体との連携をもとに、率先して活動を推進する役割を担います。

2 委嘱と任期

横浜市青少年指導員は、自治会・町内会等から推薦を受け、市長が委嘱します。任期は2年で、神奈川県知事からも委嘱されます。（第28期任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

＜各区青少年指導員の委嘱数（令和3年4月1日現在：合計2,601人）＞

区	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
委嘱数	129	165	76	106	171	132	159	227	141
区	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
委嘱数	126	167	130	167	117	194	100	149	145

青少年指導員の主な活動

それぞれの地域を中心として、交流・体験活動や社会環境健全化活動などを通じて、青少年が安心して過ごすことのできる環境を創り、青少年が自己肯定感を持って社会性や自ら進路を選択する力を育むことを支えます。

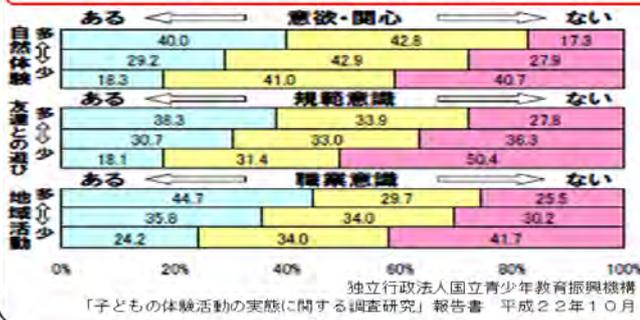
青少年健全育成のための 交流・体験活動の提供等

自然体験や社会体験などの体験活動は、青少年の「自己肯定感」や「社会性」「自主性」などを育みます。青少年指導員は、地域の特色を活かした行事を開催し、地域における体験機会の提供に取り組んでいます。



【図表1】 体験活動の効果

子供のころの体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。

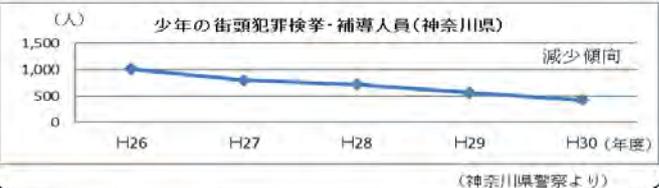
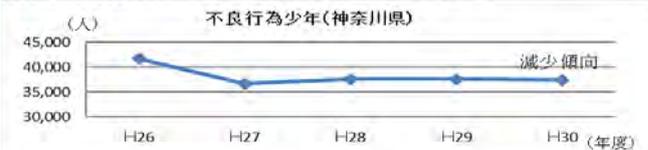


社会環境健全化に 向けた活動

青少年を非行、深夜徘徊、有害図書などから守るため、各地域で深夜パトロールやあいさつ運動、有害図書の区分陳列状況等の調査などを行い、少年犯罪、不良行為の減少等に貢献しています。



・有害図書の区分陳列は80%以上の取扱書店で遵守



研修・啓発の取組み

青少年指導員の日頃の活動に役立つ、青少年が抱える様々な課題や青少年へのアプローチ方法などをテーマとした研修会を、各区・市等で実施しています。また、国の青少年育成関連の強調月間には、市民の皆様にも様々な啓発活動やPRを行います。



＜研修会・講演会のテーマ例＞
「いじめに対する大人の認識」
「今日の思春期の現状と課題」
「野外活動研修の企画」 など

＜強調月間(内閣府)＞
・青少年の非行・被害防止全国
強調月間 (7月)
・子供・若者育成支援強調月間
(11月)

各区の活動の詳細は横浜市 HP にて

横浜市 青少年指導員

検索

(様式 1)

第 28 期 (令和 4 ・ 5 年度)
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		性別	生年月日	年齢
氏 名			年 月 日生	歳
住所・電話	〒 区		TEL	
自治会・町内会等での役職				
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 (当初委嘱年月: 年 月)			

※年齢欄は、令和 4 年 4 月 1 日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

令和3年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

実施期間

令和3年12月1日（水）～12月31日（金）の1か月間

スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

STOP! 飲酒運転

運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨



◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 (0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3月以下	50万円以下	-

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下
	酒気帯び	3年以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下
同乗者	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	令和3年9月末	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
全事故件数	5,690	7,398	8,398	9,596	10,441
死者数	22	48	50	57	51
死亡率	0.4	0.6	0.6	0.6	0.5
うち酒気帯びによる事故件数	26	26	33	46	51
死者数	0	0	1	1	3
死亡率	0.0	0.0	3.0	2.2	5.9

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 「運動の重点」に基づき、地域の実態に即した交通安全を積極的に推進します。
2. 運動を効果的に推進するため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

1. 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
2. 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗する行為等に対する捜査を厳正に行います。
3. 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により飲酒運転の根絶を呼びかけます。
2. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。

※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

地域・家庭

1. ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
2. 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ注意し合うよう努めましょう。
3. 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。

教育関係

1. 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底します。
2. 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323 FAX(663)6868

令和3年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

年末は交通量や飲酒の機会が増えることにより、交通事故の多発が懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

令和3年12月11日（土）～12月20日（月）の10日間



スローガン

無事故で年末 笑顔で新年



運動の重点

1. 飲酒運転の根絶
2. 歩行者（特に高齢者）と自転車の交通事故防止
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 二輪車の交通事故防止

◇◇ 令和3年9月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交通事故						二輪車		自転車		歩行者		高齢者	
	発生 件数	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	負 傷 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比
鶴見区	382	4	1	-3	435	16	1	-2	0	0	0	0	0	0
神奈川区	365	89	1	-4	416	99	1	0	0	0	0	-4	0	-4
西区	168	11	0	-1	198	17	0	-1	0	0	0	0	0	0
中区	329	44	3	2	373	43	0	0	0	0	3	2	1	0
南区	279	10	0	-1	319	9	0	0	0	0	0	-1	0	0
港南区	324	33	0	-2	377	28	0	0	0	0	0	-1	0	-1
保土ヶ谷区	317	24	2	-2	365	25	0	-4	1	1	0	0	2	1
旭区	383	-27	0	-2	459	-4	0	-1	0	0	0	-1	0	0
磯子区	271	33	3	0	313	34	2	1	0	-1	1	0	1	0
金沢区	413	38	1	-2	465	29	0	-2	0	0	1	0	0	-1
港北区	347	-37	1	-3	390	-25	0	-1	0	0	0	-2	1	-1
緑区	280	62	1	-1	327	77	0	-1	0	0	0	-1	1	1
青葉区	432	78	1	-2	487	89	1	1	0	0	0	-2	0	-1
都筑区	329	31	2	0	375	26	0	0	1	0	1	0	1	0
戸塚区	466	87	3	3	527	90	1	1	0	0	0	0	1	1
栄区	153	11	0	0	172	9	0	0	0	0	0	0	0	0
泉区	186	-7	2	2	214	-6	1	1	1	1	0	0	2	2
瀬谷区	266	26	1	-2	297	13	0	0	0	0	1	-1	1	-2
計	5,690	510	22	-18	6,509	569	7	-8	3	1	7	-11	11	-5

各機関・団体の主な取り組み



共通事項

1. 運動の趣旨を周知徹底します。
2. 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用を徹底します。



横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 歩行者や自転車の事故を防止するため、啓発活動を行います。
3. 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。



警察

1. 交通事故に直結する悪質、危険、迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
3. 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
4. 反射材を有効に活用してもらうため、キーホルダーや靴シール等を直接取り付けさせてもらう活動を推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進する。

交通安全協会

1. キャンペーンなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
 2. 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全のひとこえ運動」を推進します。
 3. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ※ ハンドルキーパー運動とは・・・「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動のことです。



地域・家庭

1. 事故を起した時の責任の重大さなどについて家族で話し合ひましょう。
2. 飲酒を伴う会合や飲酒が予想される場合の外出には車両を運転していかないようお互いに声をかけ注意しあひましょう。
3. 歩行者（特に高齢者や児童）の夜間の外出には、目につきやすい明るい服装や反射材を着用しましょう。

教育関係

1. 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、校外指導を強めます。
2. 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。



道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話(671)2323 FAX(663)6868

第三十五回

邦楽のしどろこ

十二月五日（日）

第一部

鶴見キッズおこと教室

箏曲 百々花火

聖ヨゼフ学園アフタースクール日本舞踊教室

上方舞のみは茶うす・高砂・鶴の声・露の蝶

日舞 常磐津 屋敷娘 玉垣伸子

第二部

日舞 清元 旅奴 猿若 叶

箏曲 天泣 傍島香緒里

箏曲 雲井の曲 高松万里代能

日舞 長唄 藤音頭 市山扇美左

(十五時頃)

休憩

尺八 遠雷より 山口賢治

三本の尺八のための

日舞 長唄 越後獅子 市山扇雄右

箏曲 鳥のように 片岡由紀

日舞 長唄 高砂丹前 藤間勘淑翠

箏曲 櫻川 鎌田美穂子

二十五絃箏と尺八による

長唄 吉原雀 杵屋勝壽

十七時頃終演予定

演目が変更される場合があります。ご了承ください。

鶴見区民文化センター
サルビアホール

入場料 前売り 2000円
当日売り 2500円

主催/鶴見邦楽連盟

お問合せ●鶴見区文化協会 ☎045-582-0881
(鶴見区豊岡町 20-8-401 火曜～金曜 10時～16時)
●鶴見邦楽連盟事務局 080-3604-6344
チケット取扱 ●鶴見区文化協会 ☎045-582-0881
●サルビアホール ☎045-511-5711



鶴選管第220号

令和3年11月19日

各自治会町内会長 様

鶴見区選挙管理委員会

委員長 木村 泰一郎

令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙について（御礼）

時下 ますます御清祥のことお喜び申し上げます。

先日行われました第49回衆議院議員総選挙につきましては、多大なご協力を賜わり、誠にありがとうございました。おかげをもちまして無事に終了することができました。

これもひとえに各自治会町内会長の皆様をはじめ、投票所で御従事いただいた地域の皆様の御尽力によるところと、深く感謝しております。心より御礼申し上げます。

来年には参議院議員通常選挙が実施予定ですので、また御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

鶴見区選挙管理委員会

担当 山田・松澤

電話：510-1661

FAX：510-1889

令和3年10月31日執行 第49回衆議院議員総選挙

投票所名	当日有権者数			投票合計			うち不在者 期 日前投票合計	投票率			投票率 順位 (今回)	前回 投票率	投票率 順位(前 回)
	男	女	計	男	女	計		男	女	計			
第1投 矢向中学校	2,660	2,398	5,058	1,440	1,249	2,689	318	54.14%	52.09%	53.16%	17	47.65%	20
第2投 矢向小学校	4,492	3,908	8,400	2,293	2,025	4,318	634	51.05%	51.82%	51.40%	22	47.02%	22
第3投 矢向地区センター	2,204	1,945	4,149	1,130	1,095	2,225	259	51.27%	56.30%	53.63%	16	49.04%	11
第4投 新鶴見小学校	3,022	3,015	6,037	1,562	1,448	3,010	402	51.69%	48.03%	49.86%	30	43.35%	39
第5投 市場小学校	4,992	4,463	9,455	2,523	2,267	4,790	928	50.54%	50.80%	50.66%	27	45.62%	31
第6投 鶴見市場地域ケアプラザ	2,751	2,686	5,437	1,552	1,505	3,057	828	56.42%	56.03%	56.23%	6	48.11%	17
第7投 市場中学校	4,662	4,097	8,759	2,241	2,059	4,300	1,493	48.07%	50.26%	49.09%	34	43.78%	38
第8投 平安小学校	3,812	3,402	7,214	1,938	1,758	3,696	919	50.84%	51.68%	51.23%	25	46.70%	24
第9投 鶴見区役所	3,476	3,068	6,544	1,853	1,664	3,517	1,529	53.31%	54.24%	53.74%	15	48.87%	14
第10投 ヨコハマアイランドガーデン	846	889	1,735	513	552	1,065	75	60.64%	62.09%	61.38%	1	60.54%	1
第11投 潮田小学校	3,568	3,159	6,727	1,567	1,537	3,104	1,026	43.92%	48.65%	46.14%	41	41.88%	41
第12投 入船小学校	3,003	2,453	5,456	1,260	1,154	2,414	662	41.96%	47.04%	44.24%	43	41.17%	42
第13投 寛政中学校	1,595	1,483	3,078	753	731	1,484	492	47.21%	49.29%	48.21%	36	45.90%	26
第14投 汐入小学校	1,840	1,567	3,407	831	746	1,577	468	45.16%	47.61%	46.29%	40	43.19%	40
第15投 横浜サイエンスフロンティア高等学校	1,375	1,186	2,561	684	659	1,343	249	49.75%	55.56%	52.44%	20	47.71%	19
第16投 下野谷小学校	3,674	3,406	7,080	1,797	1,694	3,491	1,225	48.91%	49.74%	49.31%	33	45.67%	29
第17投 鶴見公会堂	1,891	1,892	3,783	1,069	1,123	2,192	893	56.53%	59.36%	57.94%	3	52.43%	2
第18投 豊岡第二・三会館	3,756	3,460	7,216	1,999	1,915	3,914	1,193	53.22%	55.35%	54.24%	11	48.91%	13
第19投 豊岡小学校	2,846	2,892	5,738	1,630	1,644	3,274	1,257	57.27%	56.85%	57.06%	4	52.25%	3
第20投 下末吉小学校	1,955	1,753	3,708	964	899	1,863	683	49.31%	51.28%	50.24%	29	45.43%	32
第21投 県立鶴見高等学校	2,949	2,884	5,833	1,532	1,519	3,051	762	51.95%	52.67%	52.31%	21	45.71%	28
第22投 末吉小学校	3,647	3,377	7,024	1,721	1,622	3,343	882	47.19%	48.03%	47.59%	38	43.89%	37
第23投 末吉地区センター	2,137	2,029	4,166	1,108	1,092	2,200	399	51.85%	53.82%	52.81%	19	47.55%	21
第24投 上末吉小学校	2,100	1,964	4,064	906	864	1,770	397	43.14%	43.99%	43.55%	44	39.81%	43
第25投 市営梶山住宅集会所	2,271	2,287	4,558	1,051	1,128	2,179	564	46.28%	49.32%	47.81%	37	44.22%	36
第26投 駒岡小学校	1,915	1,769	3,684	845	821	1,666	395	44.13%	46.41%	45.22%	42	39.14%	44
第27投 獅子ヶ谷小学校	3,975	3,837	7,812	1,992	1,941	3,933	1,048	50.11%	50.59%	50.35%	28	44.85%	34
第28投 上の宮中学校	3,823	3,768	7,591	2,132	2,124	4,256	563	55.77%	56.37%	56.07%	7	51.68%	4
第29投 馬場小学校	4,266	4,202	8,468	2,184	2,160	4,344	1,058	51.20%	51.40%	51.30%	23	46.98%	23
第30投 旭小学校	2,821	2,860	5,681	1,507	1,496	3,003	851	53.42%	52.31%	52.86%	18	48.52%	16
第31投 寺尾地区センター	2,284	2,343	4,627	1,250	1,250	2,500	529	54.73%	53.35%	54.03%	13	50.90%	8
第32投 寺尾小学校	3,441	3,413	6,854	1,826	1,861	3,687	778	53.07%	54.53%	53.79%	14	50.55%	9
第33投 東高等学校	3,031	3,117	6,148	1,538	1,613	3,151	619	50.74%	51.75%	51.25%	24	48.01%	18
第34投 横浜商科大学	2,122	2,116	4,238	1,115	1,177	2,292	492	52.54%	55.62%	54.08%	12	48.71%	15
第35投 寺尾地域ケアプラザ	2,468	2,460	4,928	1,392	1,368	2,760	799	56.40%	55.61%	56.01%	8	51.40%	7
第36投 東台小学校	2,344	2,144	4,488	1,324	1,290	2,614	754	56.48%	60.17%	58.24%	2	51.64%	5
第37投 岸谷公園集会所	3,094	2,903	5,997	1,726	1,652	3,378	922	55.79%	56.91%	56.33%	5	51.61%	6
第38投 岸谷小学校	1,945	1,773	3,718	987	914	1,901	482	50.75%	51.55%	51.13%	26	46.49%	25
第39投 生麦地区センター	2,023	1,685	3,708	910	820	1,730	402	44.98%	48.66%	46.66%	39	44.28%	35
第40投 生麦小学校	2,672	2,185	4,857	1,272	1,144	2,416	529	47.60%	52.36%	49.74%	31	45.65%	30
第41投 南仲町会館	1,578	1,342	2,920	755	664	1,419	583	47.85%	49.48%	48.60%	35	45.01%	33
第42投 鶴見中央コミュニティハウス	2,428	2,229	4,657	1,305	1,247	2,552	1,197	53.75%	55.94%	54.80%	10	50.28%	10
第43投 鶴見中央地域ケアプラザ	3,465	3,262	6,727	1,890	1,808	3,698	1,442	54.55%	55.43%	54.97%	9	48.99%	12
第44投 駒岡地区センター	2,535	2,424	4,959	1,259	1,194	2,453	340	49.66%	49.26%	49.47%	32	45.74%	27
在外	157	179	336	31	37	68	68	19.75%	20.67%	20.24%		16.27%	
合計	123,911	115,674	239,585	63,157	60,530	123,687	32,388	50.97%	52.33%	51.63%		47.05%	

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた鶴見区アクションプランの策定にあたって

(補足資料)

1 鶴見区における地域包括ケアシステムと地域福祉保健計画

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ニーズにあった地域の様々な支援や医療・福祉等のサービスが連携し、一体的に提供される体制づくりを進めます。

地域福祉保健計画は、高齢者、障害者、子ども等をはじめとした区民の地域福祉保健にかかる地域の取組の方針や推進方法等を示して、地域生活の充実を図ることを目指しています。

	地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）	地域包括ケアシステム（区アクションプラン）
対 象 者	区民（年齢問わず）	高齢者
目 的	■ 広く誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民と関係団体・社協・行政等が連携して、地域特性に応じた支えあいの地域社会を作る	■ 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できる ■ 可能な限り地域で日常生活を送れるよう、医療や介護等の様々な支援やサービスが一体的に提供される体制づくり
地域包括ケアが中心に進めていく分野	—	在宅医療と介護の連携 (医療・介護分野の専門職が中心)
両計画で連動する分野	介護予防、生活支援、認知症施策、権利擁護	

2 鶴見区アクションプランのポイント

地域包括ケアシステム構築に向けた鶴見区アクションプランでは、主に5つの分野（介護予防、生活支援、在宅医療・介護連携、認知症に対する取組、権利擁護）を主軸に取組を進めていきますが、特に **介護予防（P6～7）、生活支援（P8～9）** の取組については、地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）の中でも地域住民の方々と協働で取り組んでいるものが多くあるため、両者を連動させながら、介護予防・生活支援が充実した地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、**特にこの2分野についてご意見をお願いいたします。**

3 策定までの主なスケジュール

- 6月28日：あいねっと推進委員会策定PJ（素案説明・意見募集）～意見〳切7月12日まで
- 7月29日：第1回あいねっと推進委員会（素案説明・意見募集）～意見〳切8月31日まで
- 8～10月：区医師会、歯科医師会、薬剤師会（素案説明・意見募集）～意見〳切各団体説明後約2週間
- 11月5日：第2回あいねっと推進委員会（関係団体の意見を踏まえた素案説明・意見募集）
- 11月17日：区保健活動推進委員会（素案説明・意見募集）～意見〳切説明後約2週間
- 11月18日：区民児協地区会長連絡会（素案説明・意見募集）～意見〳切説明後約2週間
- 11月19日：区自治連合会定例会（素案説明・意見募集）**～意見〳切12月3日まで**
- 11月24日：区ケアプラザ所長会（素案説明・意見募集）～意見〳切説明後約2週間
- 1月（予定）：あいねっと推進委員会策定PJ②（各意見募集を踏まえた最終案の説明）
- 2月（予定）：第3回あいねっと推進委員会（最終案の確認・決定）
- 3月末：区アクションプラン完成☆

～お問合せ・ご意見はお電話又は FAX で下記担当までお願い致します～

横浜市鶴見区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課

TEL：045-510-1775 FAX：045-510-1897 （担当：城内）

素案

横浜型地域包括ケアシステムの 構築に向けた鶴見区アクションプラン (未定稿)

令和4年3月
鶴見区

目次

1. 鶴見区アクションプラン策定にあたって	1
2. データで見る鶴見区	2
3. 各分野における目標と取組	
(1) 介護予防	6
(2) 多様な主体による生活支援の充実	8
(3) 在宅医療・介護連携	10
(4) 認知症対策	12
(5) 権利擁護	14
4. 令和7年（2025）年に向けて	16

〈地域包括ケアシステムのイメージ図〉



1. 鶴見区アクションプラン策定にあたって

(1) 地域包括ケアシステムの構築

横浜市では「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となる2025年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、介護、医療、生活支援、介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた区アクションプランの策定

2025年までに地域の特性に応じた「地域包括ケアシステム」を構築するには、介護、医療、生活支援、介護予防、住まいの状況を把握し、市全体の考え・施策を示したうえで、区域・地域包括支援センター圏域（日常生活圏域）それぞれの地域特性に応じた仕組みを構築していく必要があります。18区ごとに地域の実情や特性が異なる横浜市においては、区毎の特性に合わせた戦略を立てることが重要です。そこで、平成28年度に策定した「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針（市版指針）」の内容を踏まえ、目指す姿や目標、取組事項などをわかりやすく関係者間で共有し、円滑な連携を図りながら充実した地域包括ケアシステムを構築していくことを目的として、「鶴見区アクションプラン」を策定します。

(3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画と区アクションプランの関係

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下、「よこはま地域包括ケア計画」という。）は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉保健計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとし策定することとして、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また、「認知症施策推進計画」は、令和元年6月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これら3つの計画をあわせて『よこはま地域包括ケア計画』として位置付けています。

区アクションプランは、よこはま地域包括ケア計画を補足するものとして位置付けており、計画を踏まえた内容とする必要があるため、計画策定の翌年度に見直し・改定を行います。

<よこはま地域包括ケア計画と区アクションプランの関係>

	よこはま地域包括ケア計画	区アクションプラン
考え方	横浜市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、中長期的な戦略を示すもの。	日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえ、区ごとの中長期的な戦略を示すもの。
位置づけ	法定計画 老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	よこはま地域包括ケア計画を補足する任意計画
期間	第8期は2021年～2023年 3年ごとに策定	2025年まで よこはま地域包括ケア計画策定の翌年度に見直し

2. データで見る鶴見区

(1) 鶴見区の概況

鶴見区は、横浜市の北東部に位置し、昭和2年の横浜市の区制施行によって誕生しました。北西部の丘陵地、鶴見川流域の低地、臨海部の埋立地から形成されており、商業都市、住宅都市、工業地帯の顔を持っています。

現在は、約29万人の人口を擁し、18区中3番目の人口となっており、横浜市内の多くの区では、人口は令和18年（2036年）をピークに減少していく一方ですが、鶴見区では、令和24年（2042年）まで増加していくと予測されています。

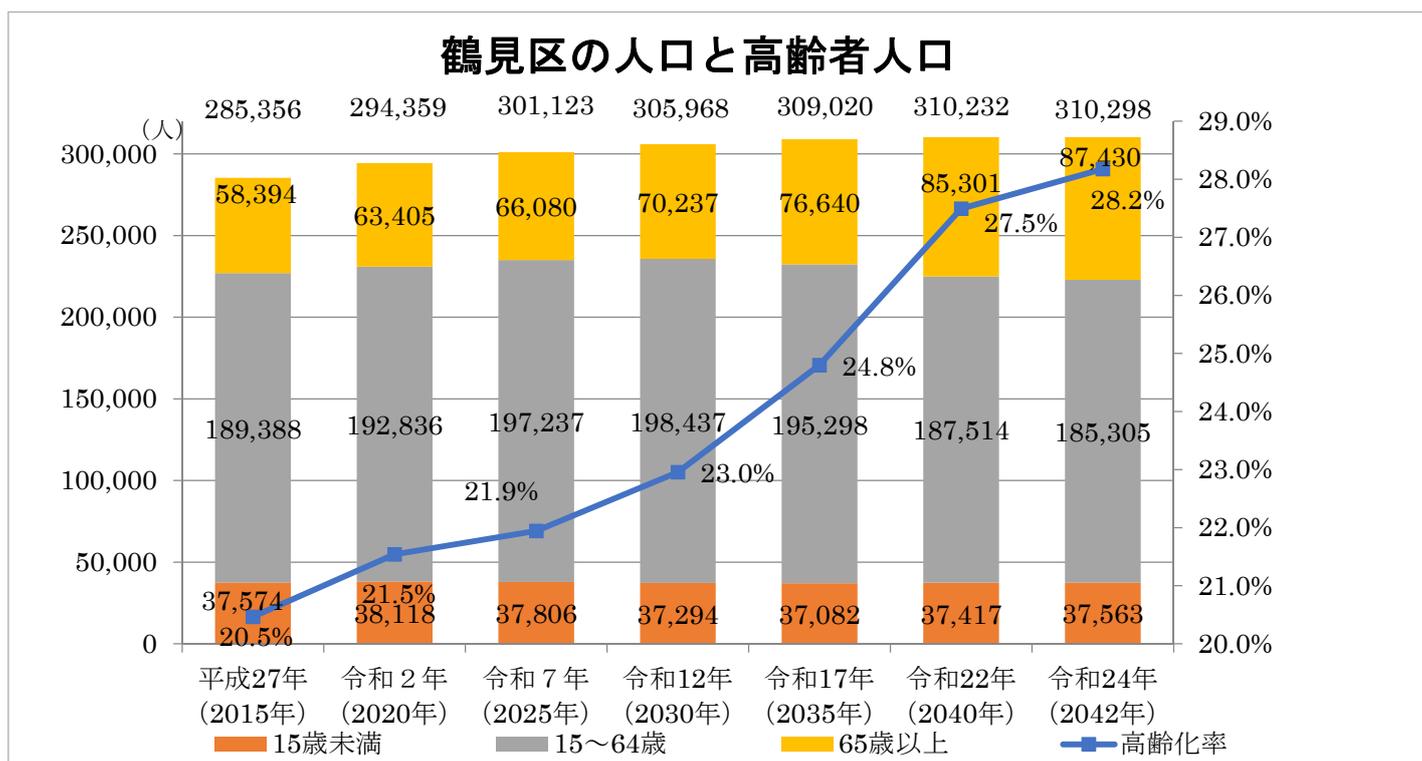
人口(令和3年7月)	296,940人(男性 152,939人、女性 144,001人)
世帯数(令和3年7月)	146,271世帯
65歳以上高齢者数	62,724人(うち75歳以上 30,563人)
高齢化率	21.2%(75歳以上 10.3%)
要介護認定者数	11,824人(うち1号被保険者 11,555人)
ひとり暮らし高齢者数(平成27年国勢調査)	14,333人(総世帯に占める割合 10.8%)
地域ケアプラザ(令和2年4月)	9か所
自治会町内会(令和2年4月)	125団体(自治会町内会加入率 72.5%)

出典：横浜市統計ポータルサイト 等（時点は特に記載がなければ令和2年3月末）

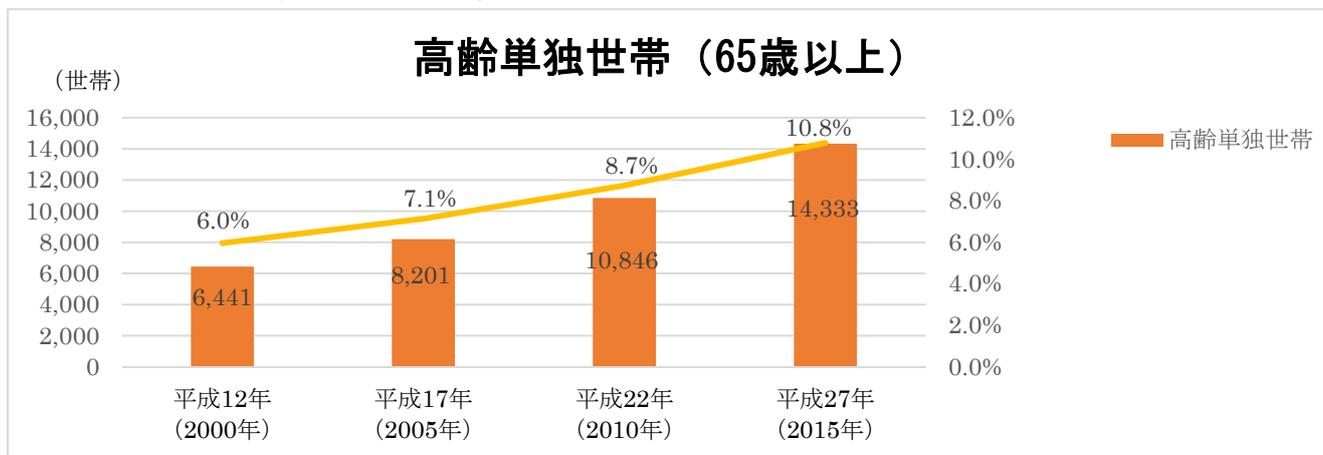
※令和3年11月以降に総務省統計局において公表される国勢調査結果（確定値）を反映予定

(2) 鶴見区の高齢者

65歳以上の高齢者数は、令和7年（2025年）には約66,000人、高齢化率は21.9%になると予測されています。さらに、鶴見区が人口のピークを迎える令和24年（2042年）の高齢化率は28.2%となり、およそ「3人に1人が高齢者」となる見込みとなっています。



高齢者数の増加に伴い「高齢単独世帯」も大幅に増加しています。
 平成12年と比較して、平成27年では、高齢単独世帯は約2.2倍となっており、総世帯に占める割合は約11%まで増加しています。

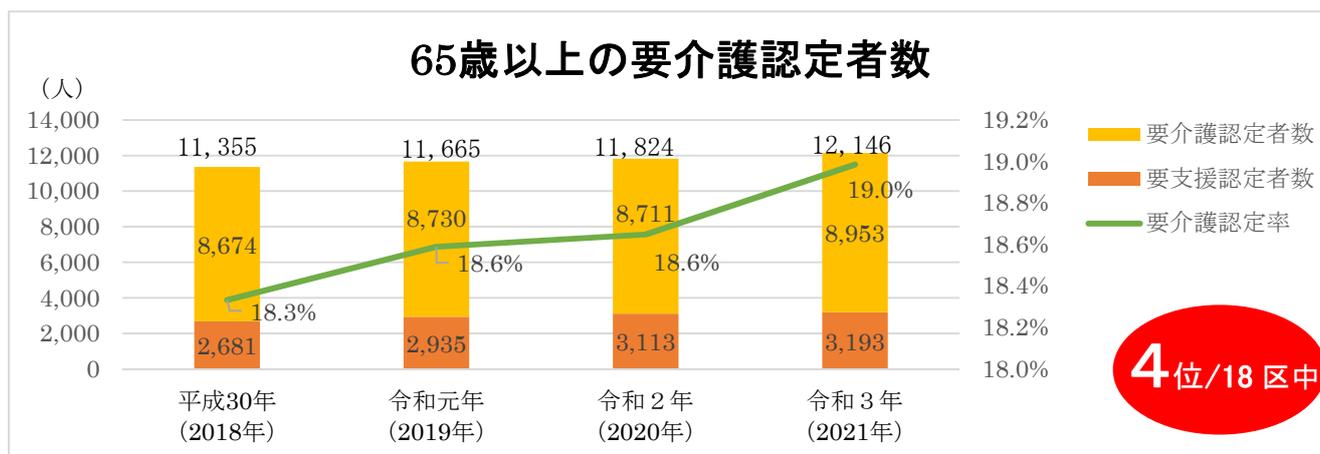


出典：国勢調査（総務省）

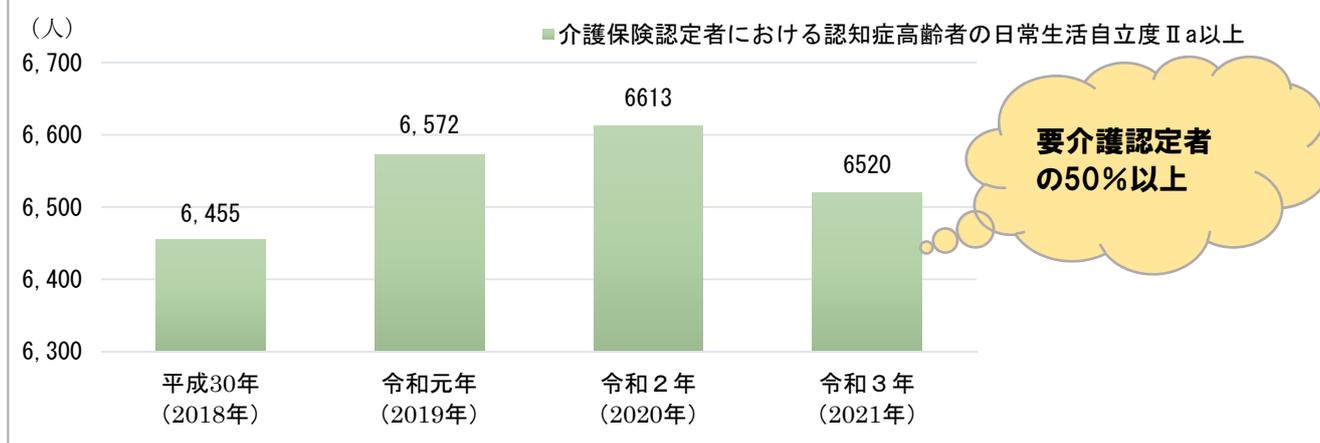
※令和3年11月以降に総務省統計局において公表される国勢調査結果（確定値）を反映予定

(3) 鶴見区の要介護認定者数

65歳以上の要介護認定者数は年々増加傾向にあり、令和3年は12,146人で、18区中4番目の認定者数となっています。また、要介護認定者の半数以上に、認知症状が見られます。



認知症の方・認知症状のある方の推計



(4) 鶴見区の要介護リスク

65歳以上の要介護リスクの状況について、「健康とくらしの調査（横浜市 JAGES2019 調査）」では、フレイルあり割合（※）は25.1%と市内でも3番目と高い数値となっています。また、口腔機能低下者割合は18.8%と市内では12番目となっています。



出典：横浜市 JAGES2019 年調査

(5) 鶴見区の健康

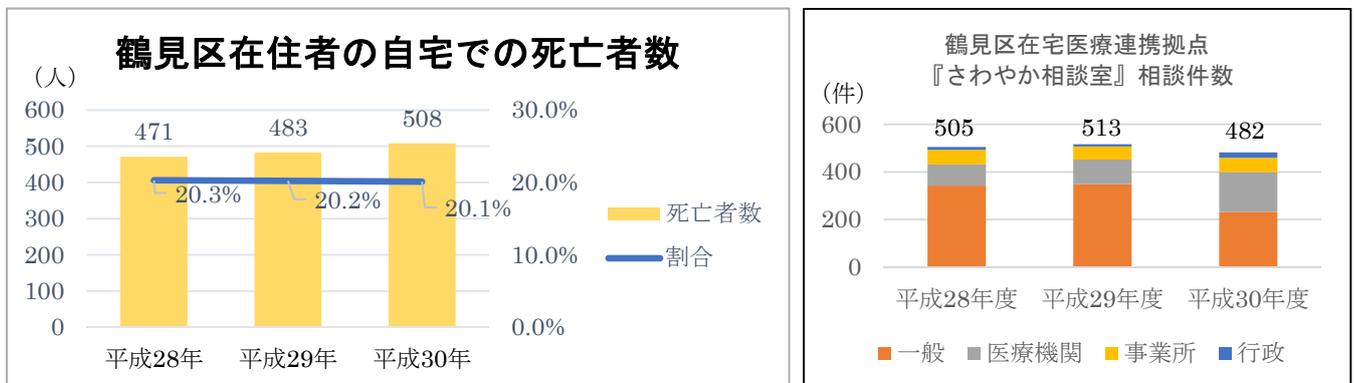
鶴見区の令和元年度の特定健診受診率（横浜市国民健康保険対象者）は、23.4%で、横浜市全体の25.4%より低く18区中16番目となっています。また、平均寿命及び平均自立期間（※）は、男女共に市全体よりも低い数値となっています。



出典：特定健診実施状況（令和元年度法定報告）、第2期健康横浜21中間評価報告書（令和元年8月改訂版）

(6) 鶴見区の在宅医療

鶴見区在住者の自宅での年間死亡者数は平成30年で508人であり、横浜市平均の339人より多くなっています。また、鶴見区在宅医療連携拠点『さわやか相談室』の相談件数は年間500件前後で推移しており、主に一般の方や医療機関からの相談が多くなっています。



出典：横浜市在宅医療・看取りに関する調査 等

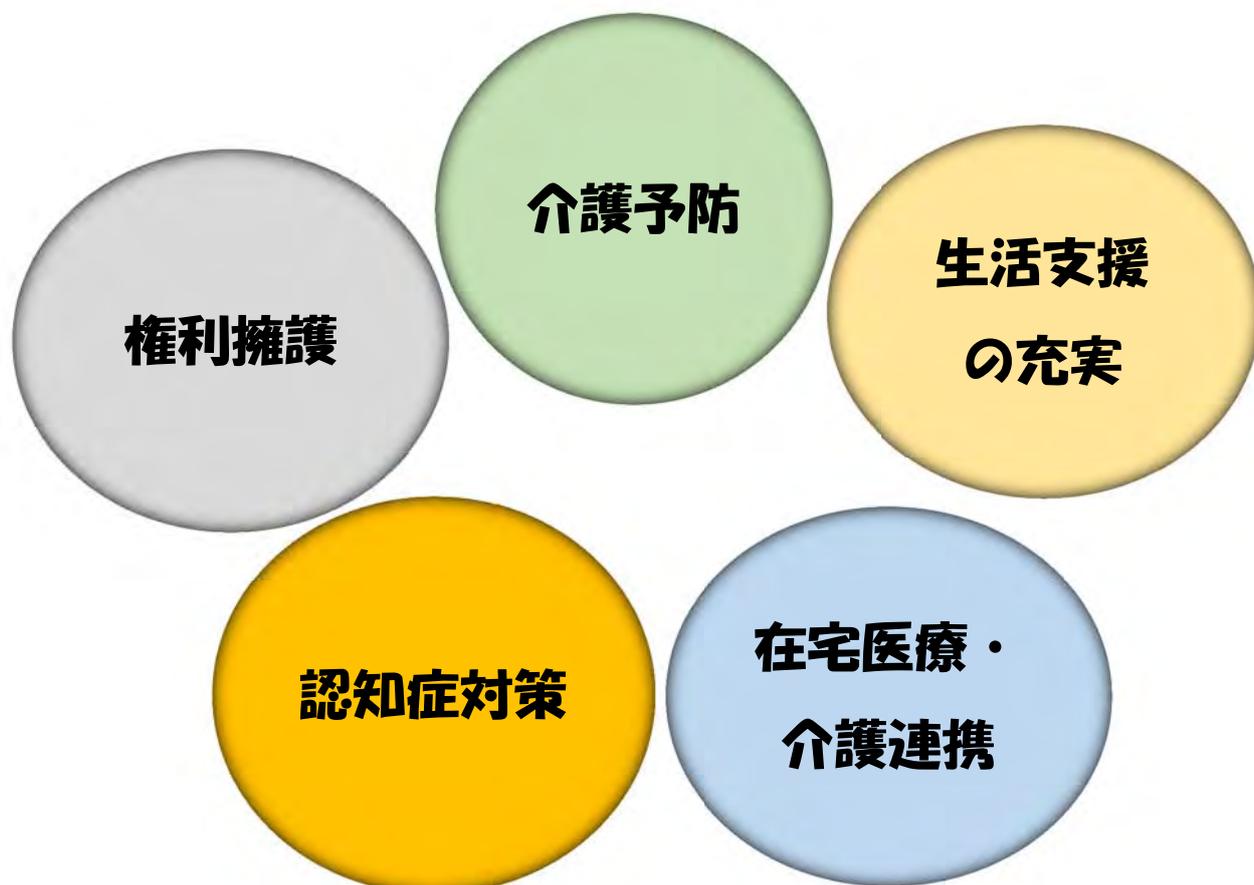
※フレイル...加齢に伴い心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態、「虚弱」を意味します。

※平均自立期間...日常生活に介護を要さない期間の平均を指したもので、健康寿命の考え方のひとつ。

3. 各分野における目標と取組

鶴見区では地域包括ケアシステムを構築していくために、「介護予防」、「多様な主体による生活支援の充実」、「在宅医療・介護連携」、「認知症対策」、「権利擁護」と大きく5つの分野ごとに取組を進めていきます。

- (1) **介護予防**...介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要になっても心身の機能を維持・改善できるようにしていくための取組です。
- (2) **多様な主体による生活支援の充実**...高齢者の生活を地域で支えていくために、医療・介護のみならず、日常生活上の課題に対する生活支援が提供されることを目指す取組です。
- (3) **在宅医療・介護連携**...多職種協働により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築し、将来不足する病床機能の確保を見据えて、地域の関係機関の連携体制強化を目指す取組です。
- (4) **認知症対策**...認知症の方やそのご家族を支援し、また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り良い環境の中で暮らし続けることができる地域づくりを目指す取組です。
- (5) **権利擁護**...高齢者一人ひとりが、自らの意思で自身の生き方を選択し、地域で生きがいを持ちながら、人生の最期まで自分らしく生きることができるための取組です。



(1) 介護予防

令和7（2025）年の目標

- ・自発的・継続的に介護予防や健康づくりに取り組む様々な活動グループが、身近な場所にあります。
- ・高齢者がオーラルフレイル予防に関する知識を得て、継続的に予防に取り組むことができます。
- ・高齢者が孤立することなく、介護予防や健康づくりに取り組む活動グループに継続的に参加し、地域とのつながりを持てるようになっています。
- ・令和2年度末時点における地域のサロンや趣味活動等の通いの場の参加人数は1,499人、参加率（参加人数／区内65歳以上人口）は約2.3%となっており、高齢者がこれからも生き生きと健康で自分らしく暮らし続けることができるよう、参加者の増加を目指していきます。

現状と課題

- ・鶴見区の要介護認定者数は高い水準にあり、18区中4番目となっています。また、フレイルあり割合や口腔機能低下者割合も高く、フレイルやオーラルフレイル（口腔機能低下）の予防啓発は重要な課題となっています。
- ・元気づくりステーション※を含めた住民運営の活動グループは年々増加していますが、徒歩圏内の活動の場が少ないため今後も取組が必要です（元気づくりステーション数は、22か所。（令和3年3月現在）。現在、鶴見区では、ひざ痛対策として「ひざひざワックン体操」を取り入れる活動グループを増やしたり、活動内容の充実を図っています。
- ・区内70歳の高齢者に横浜市歯周病検診（無料）の受診勧奨とオーラルフレイル予防の啓発について、個別通知を行い、鶴見区歯科医師会との協働により、検診時におけるオーラルフレイル予防に関する指導を行っています。
- ・地域ケアプラザでは、幅広く介護予防を普及啓発するために、出張講座をすることで地域の施設や拠点を活用した介護予防の展開を進めています。
- ・地域人材の固定化・高齢化等により、介護予防に関する人材が少なく、担い手不足が課題となっています。そこで、平成22年からひざひざワックン体操を普及啓発するために毎年運動指導者の育成に取り組み、研修を受けた方は、元気づくりステーションや地域の活動の場でひざ体操を指導しています。

※元気づくりステーション...高齢者が元気に生活できることを目的とした身近な地域で自主的に活動を継続するグループ。

方向性と取組

- 1 介護予防に取り組むための意識の醸成を目的とした普及啓発
 - (1) 若く元気なうちから関心を持って介護予防、フレイル予防等に関する知識を得て予防に取り組むことができるようにするため、介護予防普及啓発講演会や出張講座等を実施します。
 - (2) 地域における集いの場等の機会を捉え、健康教育や個別相談を実施することで、元気づくりステーション等の介護予防活動の場への参加を促し、必要に応じて受診勧奨へとつなげます。
 - (3) ロコモティブシンドローム※予防の啓発として、ひざひざワックン体操の普及啓発をします。
- 2 元気づくりステーションを含めた住民運営の活動グループの充実
 - (1) 元気づくりステーション等の活動グループの立ち上げを支援します。
 - (2) 元気づくりステーション等の活動グループの自主的な運営を支援します。
- 3 地域活動支援・介護予防人材の育成及び支援
 - (1) 既存の地域の介護予防グループを把握し、継続的に支援します。
 - (2) ひざひざワックン体操指導者等の育成、支援を行います。
 - (3) リハビリテーション専門職を地域グループや地域ケア会議へ派遣し、介護予防を推進します。

コラム ☆ひざひざワックン体操誕生10周年☆

◆鶴見区ではひざの痛みの影響で生活に支障をきたし、要介護認定を受ける高齢者が多いことから、平成21年にひざ痛対策に取組として「ひざひざワックン体操」を考案しました。

令和元年には「ひざひざワックン体操」が誕生してから10周年を迎え、今後さらに、広く住民に周知され、日頃の活動の中に取り入れてもらえるよう、区役所において

【誕生10周年記念ひざひざワックン体操講座】を開催しました。

☆医師によるひざ痛や体操に関する講義や、健康運動指導士によるワックン体操の実践を行うなどし、参加者からは大変好評をいただきました！

写真 or
イラスト

※ロコモティブシンドローム...骨、関節、筋肉等の運動器の障害のために、要介護、または要介護になる危険の高い状態。

(2) 多様な主体による生活支援の充実

令和7（2025）年の目標

- ・住み慣れた地域で、自分でできることは自分でいながら暮らし続けられるよう、支援を要する高齢者への様々な主体による生活支援の機会があります。
- ・高齢者自身が孤立することなく、生きがいや役割を持って、自分らしく、元気に暮らし続けられるよう、気軽に社会参加ができる様々な機会があります。
- ・令和2年度末時点における、サービスB活動団体の数及び住民主体の地域の活動把握数（ヨコハマ・地域活動サービス検索ナビ公開数）については、それぞれ6団体、174件となっており、団体数や活動数は、地域のニーズに合った適切な数が維持できるよう支援や働きかけを行います。

現状と課題

- ・介護予防等に関する取組や生きがいにつながる活動が、自治会町内会等の地域が主体となり、地域ケアプラザや地区センター、自治会町内会館等で行われています。一方、活動拠点から離れたところに住んでいる住民が、気軽に参加しにくい状況も見られます。
- ・自治会町内会、民生委員、地区社協、ボランティアによる配食サービス等の事業を行っている地域がある他、NPO法人、民間企業、関係団体と連携し、出張販売等の取組を始めた地域もあります。今後は、区域全体を対象に、担い手の充実や様々なニーズを解決する仕組みづくりが必要です。
- ・住民主体の活動を拡充、継続するためには、新たな担い手の養成や確保が重要になるため、関係団体や住民向けに講座や啓発等を実施、充実していく必要があります。

コラム ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ

◆『ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ』とは、地域の方々が中心となって行うサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報を「見える化」したデータベースシステムです。

《HPへのアクセス》

横浜 地域活動ナビ

検索



URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/care-system/chiikinavi.html>



方向性と取組

1 多様な支援・サービスの提供

- (1) 介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）等の活用に向けた支援を行います。
- (2) 地域の特性に合った介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）が展開できるように支援します。
- (3) 『ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ』について内容の充実や周知を図り、地域の方々に活用していただくことで、ニーズに沿ったサービスの提供を目指します。

2 支援主体・関係者間のネットワーク構築

- (1) 地域、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の関係機関が連携し、生活支援等の活動やサービスについて検討していきます。
- (2) 高齢者が孤立することなく地域と気軽に交流できる機会をつくるため、関係機関や民間企業と連携を深めていきます。

3 居場所づくりの支援

- (1) 地域のニーズや特性を把握し、地域に必要とされる居場所づくりにつなげていきます。
- (2) 地域主体で居場所づくりに取り組む活動団体へ支援を行っていきます。

コラム サービスB団体による活動

◆サービスB（横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業）とは、ボランティアを始めとした地域住民の方々が、要支援者等の方に向けた介護予防・生活支援の活動を行う住民主体のサービスで、鶴見区では令和3年3月現在6つの団体により通所型支援、訪問型支援、見守り支援（※）の活動が行われています。



↑活動の様子

【サービスB活動例（うしおだチャレンジ）】

◆平成30年10月からサービスBの通所型支援として活動を開始した「うしおだチャレンジ」では、要介護状態にならないよう、週に1回、体力づくり・栄養管理・創作活動を中心としたプログラムを、地域の矢向連合町内会、民生委員、NPO法人等と連携しながら、リハビリテーション専門職にも協力いただきながら実施しています。

(3) 在宅医療・介護連携

令和7（2025）年の目標

- ・高齢者が疾病を持ちながらも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療に関する相談・支援を受けられる機会があります。
- ・在宅医療・介護を担う医師や看護師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー等の多職種が連携し、高齢者本人や家族を支援しています。
- ・高齢者が自らの意思で自分の生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができています。
- ・平成29年度～令和元年度までの3ヵ年における「在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修」の受講者数は平均で91名となっており、医師・看護師・ケアマネジャー・地域ケアプラザ職員など多くの関係者に受講いただいています。多職種での円滑な連携による充実した支援が切れ目なく行われるよう、引き続き強固なネットワーク構築に努めていきます。

現状と課題

- ・鶴見区では現在、鶴見区医師会や鶴見歯科医師会、鶴見薬剤師会が連携して、在宅医療、訪問診療をさらに進めるため、勉強会・研修会等が実施されています。
- ・医療・介護間による円滑な連携により安心安全な在宅ケアを提供するため、鶴見区医師会在宅部門が中心となり、鶴見区内の医療・介護の関係者が集まり、多職種連携・地域連携について考えるネットワークとして平成22年2月に「つるみ在宅ケアネットワーク」が発足。人生の最期を在宅で迎える方も年々増加している中で、職種間の連携体制はさらに充実していく必要があります。
- ・鶴見区医師会では地域における医療と介護をつなぎ、より円滑に病院・施設から在宅へ継続した関わりが持てることを目的とした鶴見区在宅医療連携拠点「さわやか相談室」を運営しています。平成28年には、さわやか相談室を済生会横浜市東部病院に出張開設しました。
- ・鶴見歯科医師会では、自宅・施設・病院で療養されて歯科に通院できない方への訪問診療相談窓口「つるつるお口の相談室」を平成29年に開設し、訪問診療の手配や、お口や歯科に関する全般的な相談を受け付けています。
- ・鶴見薬剤師会では、他職種や患者家族に薬剤師会の取組（かかりつけ薬剤師・薬局や薬剤師在宅訪問の推進等）を伝え、在宅訪問を希望する患者さんを増やすための情報提供を行っています。
- ・鶴見区内には、介護事業者間の連絡会「つばさねっと（鶴見区事業者連絡会）」があり、介護事業者間つながりや地域ケアプラザとの協力関係があります。さらに医療との連携や多職種連携を強化していく必要があります。

方向性と取組

1 在宅医療・介護連携体制の構築

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、医療機関、介護事業所、自治会町内会、地域ケアプラザ等の多職種による、一層の連携、ネットワークの構築を推進します。
- (2) 診療所と診療所の連携、病院と診療所の連携、訪問看護ステーション間の連携、その相互の連携体制を固めることで、診療所医師が在宅医療に参画しやすい環境を整備していきます。
- (3) 地域ケア会議等の実施により、在宅医療・介護の課題検討を行うとともに、地域ケアプラザと医療機関等の連携を推進し、在宅医療・介護の円滑な連携が行える体制を整備します。

2 在宅医療・介護連携に関する相談体制の周知、普及啓発

- (1) 「さわやか相談室」や「つるつるお口の相談室」といった各団体の相談機能や役割を、区民や介護事業所へ周知していきます。
- (2) 「つるみ在宅ケアネットワーク連携ノート（通称：イエローノート）」について、緊急搬送時、災害時等だけでなく、在宅主治医・訪問看護師・ケアマネジャーなど多職種連携における情報共有にも役立つよう、在宅療養の患者さんに広く利用を普及啓発していきます。
- (3) つるみ在宅ケアネットワーク等が行う区民や地域に向けた講演会等の普及啓発について支援します。

3 在宅医療・介護を担う人材の育成

- (1) つるみ在宅ケアネットワーク、つばさねっと、地域ケアプラザ等が行う、事業所や専門職に向けた医療知識（栄養管理、口腔ケア、在宅看取り等）に関する研修の開催を支援します。
- (2) 「在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修」を実施し、顔の見える関係づくりを強化し、医療と介護の相互理解・連携推進と質の高い在宅医療・介護を提供できる人材を育成します。

【コラム】つるみ在宅ケアネットワーク連携ノート（通称：イエローノート）

◆在宅療養や外来診療の患者さんが、病状が悪化した時や緊急搬送時、災害時などでも、安心・安全な医療を受けることができるよう考案された、患者さんの医療・介護の情報を共有するためのツールです。



(4) 認知症対策

令和7（2025）年の目標

- ・認知症になっても、本人の意思が尊重され地域で暮らし続けることができます。
- ・認知症の方や家族が参加しやすい居場所や機会が、身近な場所にあります。
- ・認知症の見守りにかかわる協力機関が増加し、連携体制が強化されています。
- ・医療機関との連携が図られており、認知症の方が必要な支援を受けることができます。
- ・認知症サポーター養成者数については、令和2年度末時点で18,075人と年々増加しており、認知症支援の裾野を広げるためにも、引き続き養成者数の増加を目指していきます。
- ・SOSネットワーク登録者数は、令和2年度末時点で118人の登録があり、近年は横ばいで推移しています。必要とする方が確実に登録でき、安心して暮らせるよう周知を継続します。
- ・認知症カフェ数については、令和2年度末時点で7件となっており、今後増加が予想される認知症高齢者やそのご家族の不安を少しでも解消できる場の増加を目指します。
- ・認知症初期集中支援チームの支援件数は、令和2年度末時点で6件となっています。今後も認知症の症状などでお困りの方に対して、迅速・的確な支援につなげられるよう努めていきます。

現状と課題

- ・令和3年の鶴見区の要介護認定者数は12,146人となっており、18区中4番目の多さとなっています。また、要介護認定者のうち半数以上に認知症状が見られており、今後も要介護認定者が増えてくることから、認知症患者も増加することが考えられます。
- ・認知症についての理解が不足していることから適切な対応ができないケースがあります。そのため、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めることで、できる限り認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援へとつなげる仕組みが必要です。
- ・平成27年9月に、横浜市内ではじめて認知症初期集中支援チームが、うしおだ診療所に設置され、有効に機能しています。また、済生会横浜市東部病院に認知症疾患医療センターが設置され、鶴見区役所を含めたエリアの医療機関との連携が強化されています。
- ・地域における理解者となる認知症サポーター※数は17,704人、サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイト※数は324人になっています（令和2年9月末時点）。サポーター養成講座を受講した人数は増加していますが、受講後の具体的な取組が必要です。その他、平成28年4月から鶴見区認知症高齢者等SOSネットワークを開始し、徘徊高齢者の事前登録や徘徊時の発見協力機関への連絡体制の充実に努めています。
- ・認知症カフェ等は、地域の方や医療機関、高齢者施設等が自主的に運営していますが、参加者が固定化され、新規参加者が少ないなどの課題があり、周知や運営の支援が課題になっています。また、運営する人材の育成も求められています。

※認知症サポーター...「認知症サポーター養成講座」を受講した、認知症やその家族の方の応援者となる人たちのこと。

※キャラバン・メイト...「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人たちのこと。

方向性と取組

- 1 認知症高齢者等の早期診断・早期対応
 - (1) 認知症初期集中支援チームによる支援を行います。
 - (2) 認知症の予防や早期発見・早期診断の普及啓発を行います。
 - (3) 介護予防の取組における認知症予防を積極的に導入します。
- 2 認知症の方と家族がともに安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実
 - (1) 認知症カフェや介護者の集い等の地域活動を把握します。
 - (2) 認知症カフェや介護者の集い等の地域活動の運営等を支援します。
- 3 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進と地域の見守りネットワーク構築
 - (1) 認知症サポーター養成講座を支援し、また、キャラバン・メイトの育成を行います。
 - (2) 認知症サポーターやキャラバン・メイトのフォローアップ講座や連絡会等を推進します。
 - (3) SOS ネットワーク等見守り体制の充実を図ります。

【コラム】認知症カフェ

- ◆認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所のことです。
- ◆鶴見区では認知症の患者が増加していく中で、認知症になっても、本人の意思が尊重され地域で自分らしく暮らし続けることができるよう認知症に関する取組を行っており、その取組の一環として、鶴見区認知症普及啓発冊子「みんなが気軽に集えるカフェがあります。」を作成し、配布しています。

《冊子の内容》

- ・区内で認知症の方やその御家族などが集う『認知症カフェ』の紹介記事や、区役所における予約制の認知症相談、認知症の専門知識を持つ認知症初期集中支援チーム・若年性認知症支援コーディネーターの御案内を掲載しています。

《冊子の主な配布場所》

- ・鶴見区区役所、区内地域包括支援センター（地域ケアプラザ）、区内地区センター など

《デジタル版》

- ・冊子のデータは区ホームページからもダウンロードできます。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/fukushi_kaigo/koreisha_kaigo/ninchi/

（鶴見区認知症普及啓発冊子について）



(5) 権利擁護

令和7（2025）年の目標

- ・高齢者一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最期まで自分らしくいけることができるよう、これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考える機会があります。
- ・高齢者一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択したうえで、その内容や思いを他者へ伝える手段があります。
- ・高齢者本人や家族、支援者等、高齢者を取り巻くあらゆる人が、エンディングノートや成年後見制度などの意思決定支援や虐待防止など、権利擁護に関する制度理解が進んでいます。
- ・区民一人ひとりがアドバンス・ケア・プランニング（ACP）について正しく理解し、自らが希望する医療・ケアを受けるために、自発的に大切にしていることや望んでいることを周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することができるためのきっかけづくりができています。

現状と課題

- ・区役所や地域包括支援センターの窓口等において、区役所、包括職員やケアマネジャーが成年後見制度を支援対象者本人やその家族に説明をしても、制度利用の必要性や経済的な負担などの面において共通の理解が得られにくく、制度そのものに対する捉え方に差異が出てしまう。
- ・区役所、包括職員やケアマネジャーにとっても成年後見制度に対する知識を得る機会が少ないため、高齢者やその家族から相談を受ける際に回答に悩むことが多い。
- ・高齢者本人が判断能力のあるうちから希望する生き方やケアについて備えることができれば、支援方法についても複数の選択肢が考えられる場合があるが、判断能力が完全に低下してしまった後では、支援の選択肢が狭くなってしまう。

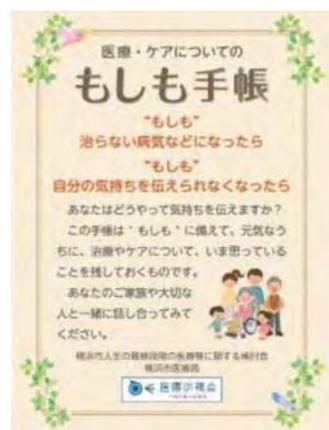
【コラム】アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

◆アドバンス・ケア・プランニング（ACP）とは、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことで、愛称は「人生会議」です。

「医療・ケアについての『もしも手帳』

・人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、市民の皆様にも「もしも手帳」を区役所や地域ケアプラザ、薬局等で配布しています。

『治療やケアの希望』、『代理者の希望』、『最後を迎える場所の希望』についてチェックする形式の簡単な内容です。



- ・高齢者の介護についての知識や理解が十分に浸透していないことが原因で誤った対応をしてしまい、高齢者虐待につながる可能性がある。そのため、地域での見守り活動や声掛けの推進、早期対応による医療との連携、介護者への支援が課題となっている。

方向性と取組

- 1 成年後見制度に関連した普及啓発
 - (1)エンディングノートの区役所、区社協、地域ケアプラザでの常時配布に加え、関連する各種講演会や書き方講座等の機会を捉え広く配布し、普及していきます。
 - (2)区役所における市民向けエンディングノート啓発講演会の開催や地域ケアプラザによる書き方講座等の実施、また、支援者への成年後見制度に対する理解を促進することにより、人生の最期まで自分らしく生きていくための気付きやきっかけの機会を提供することで、権利擁護を推進します。
- 2 高齢者虐待防止の啓発
 - (1)事業者や地域ケアプラザ等、高齢者虐待に関わりの深い関係者が、高齢者虐待に関する法律理解や早期支援・介入についての対応スキル向上等を目的とした研修会を実施します。
 - (2)地域に向けた研修会等を実施し、虐待防止の啓発に取り組みます。

【コラム】エンディングノート（わになるノート）

◆エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、鶴見区では区役所や地域ケアプラザ、地域の大学等でエンディングノートの書き方講座や講演会を行い、普及・啓発に努めてきました。平成26年度の初版発行から、より良い内容となるようリニューアルを重ね、令和元年度には、第三版を発行しています。

《配布について》

鶴見区のエンディングノート（わになるノート）は、鶴見区役所 高齢・障害支援課、鶴見区社会福祉協議会、地域ケアプラザの窓口にて説明をしながら配布しています。

《エンディングノートに書けること》

（例）：自身のプロフィール、大切なもの、もしものときの医療・介護の希望、財産のこと など



5. 令和7（2025）年に向けて

鶴見区には、平成6年に初めて、地域の身近な相談機関として、潮田地域ケアプラザが設置されました。現在、9カ所の地域ケアプラザにおいて、地域情報や個別課題の把握、地域のネットワークづくりを推進するとともに、地域や行政と連携し、精力的に課題解決に向けた活動を進めてきたことで、地域包括ケアシステムの土壌が、地域に着実に根付いています。

在宅医療・介護連携については、医師会、歯科医師会、薬剤師会等による在宅医療、訪問診療に向けた研修会・勉強会等の実施や、済生会横浜市東部病院の新設による新たな医療提供体制の構築、高齢者施設、介護事業所等も含めた多職種連携の取組が精力的に行われ、医療・介護連携の基盤づくりも着実に進んでいます。

また、地域においては、平成17年に策定された「鶴見・あいねっと（鶴見区地域福祉保健計画）」による「たすけあい・支えあい・人と人のネットワーク」を基本理念として、各地区や団体による身近なところからの地域福祉保健活動により、誰もが住みやすいまちづくりが進められています。

こうした状況を背景に、鶴見区においては、これまでの取組や地域の実情に応じ、取組をさらに拡充・発展させていくことが重要であり、今後はより戦略的に取り組んでいく必要があります。

令和7（2025）年に向けて、鶴見区民が住み慣れた地域において、人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域ケアプラザ、鶴見区社会福祉協議会をはじめ、鶴見区医師会、鶴見歯科医師会、鶴見薬剤師会、介護事業者、NPO法人、自治会町内会、民生委員等の多くの関係機関と協力・連携しながら地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいきます。



地域ケアプラザ

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉保健の拠点」として、「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援につなげていきます。鶴見区では、区内を9つの日常生活圏域に分け、それぞれを9つの地域ケアプラザが担当し、きめ細かい取組を行っています。



差替予定

潮田地域ケアプラザ	本町通 4-171-23	TEL:507-2929	FAX:507-2930
矢向地域ケアプラザ	矢向 4-32-11	TEL:573-0020	FAX:573-0029
寺尾地域ケアプラザ	東寺尾 6-37-14	TEL:585-5566	FAX:585-5737
東寺尾地域ケアプラザ	東寺尾 1-12-3	TEL:584-0129	FAX:570-6202
駒岡地域ケアプラザ	駒岡 4-28-5	TEL:570-6601	FAX:570-6602
鶴見市場地域ケアプラザ	市場下町 11-5	TEL:504-1077	FAX:500-6677
鶴見中央地域ケアプラザ	鶴見中央 1-23-26	TEL:508-7800	FAX:508-7808
生麦地域ケアプラザ	生麦 4-6-4	TEL:510--3411	FAX:510-3018
馬場地域ケアプラザ	馬場 7-11-23	TEL:576-4231	FAX:576-4233



ヨコハマ
未来スイッチ
Positive Aging

【編集・発行】

横浜市鶴見区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1
TEL:045-510-1775 FAX:045-510-1897

